

■教育行政のポイント

“重大事態”にどう対応するか

菱村 幸彦

10月25日、文部科学省のいじめ防止対策協議会は、「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」（以下「議論のまとめ」）を示した。「議論のまとめ」は、いじめの認知、いじめ防止基本方針、いじめ対策組織、いじめの未然防止、いじめへの対処など、幅広い課題を取り上げているが、ここでは「重大事態への対応」に絞って、課題と対応策を見てみよう。

自殺・不登校事案の調査指針

いじめ防止法28条で規定する重大事態には、[1]いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合（1号重大事態）と、[2]いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合（2号重大事態）、の二つがある。

いじめ防止法が制定されて3年になるが、岩手県泉巾町の中学生いじめ自殺事件をはじめとして、本来「重大事態」となるべき事案が見過ごされたり、重大事態が首長に報告されていなかったりするなど、まだまだ課題が多い。

文部科学省は、平成26年7月に「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」を出し、児童生徒の自殺事案については、事故発生後速やかに「基本調査」に着手し、必要な場合には心理の専門家等を加えた「詳細調査」を行うなどの方針を示した。

加えて、今年3月に「不登校重大事態に係る調査の指針」を全国に通知した。指針では、[1]不登校の欠席日数が30日となる前から、学校は教委に報告・相談しつつ児童生徒の聴取に着手すること、[2]重大事態の発生後「7日以内」に首長に報告すること等を示している。

これらの指針に続いて、「議論のまとめ」では、重大事態の課題を挙げ、その対応の方向性（→印

以下）を示している。

重大事態の課題と対応の方向性

- (1) 1号重大事態の定義が不明確であり、重大事態として扱われないケースがある→[具体的な重大事態の事例を複数示すことを通じて、1号重大事態の範囲の明確化を図る]
- (2) いじめの被害者と保護者が重大事態であると申し立てたにも関わらず、直ちに重大事態として扱われないケースがある→[申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たることを改めて徹底させる]
- (3) 重大事態発生前に第三者調査委員会が設置されておらず、調査開始が遅れたり、委員の人选に関する被害者・加害者との調整が困難となったりするケースがある→[予め教育委員会等に第三者調査委員会を設置させるべく、その必要性やメリットを示しながら対応を促す。教育委員会と弁護士会等の関係団体との連携を確保する]
- (4) 重大事態の被害者と保護者の意向が全く反映されないまま調査が進められたり、調査結果が適切に被害者と保護者に提供されなかったりするケースがある→[重大事態の調査の進め方についてガイドラインを作成する]
- (5) 重大事態の調査結果に対する再調査について明確でないため、首長による判断が適切に行われていない→[地方公共団体の長による再調査は、[1]当初調査の人选が公平性を欠くとき、[2]当初調査の調査事項に不備があるとき、[3]学校の対応について調査が不十分であるとき、等の場合に行う必要がある旨を示す]

文科省は、「議論のまとめ」に基づき、今年度中に、重大事態に関するより詳細なガイドラインを作成し、全国に通知する予定である。

(ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員)

●答申のポイント、重要キーワード、先行実例がまるわかり！

「チーム学校」まるわかりガイドブック

【編集】加藤崇英 A5判・136頁／定価(本体1,600円)＋税

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp> をご利用ください。

